

**福岡市観光案内所(天神)飲食店案内業務実施者**

**募集要項**

2019年1月

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

福岡市観光案内所（天神）に来所される方々に対し、利用者が求める質の高い案内所ならではの飲食店情報を提供し、観光案内所の更なるワンストップサービスを促進するため、飲食店案内業務を行う者を次のとおり募集します。

## 1 今回公募する業務内容

### (1) 概要

#### ① 飲食店情報の提供

市内及び広域の飲食店情報を提供すること。

利用者のニーズに応じた飲食店情報を掲載したツール（マップ、リーフレット等）を適宜制作し、必要に応じて提供すること。

※飲食店等に関する案内業務等の依頼を受けた観光客や紹介する飲食店等からは一切の金銭的対価を受け取ってはならない。

#### ② スタッフ配置・確保

案内所営業日及び開所時間に合わせて、原則2名以上次の時間帯に振り分けて配置すること。

ア 9時25分から18時25分までに1名以上

イ 10時00分から19時00分までに1名以上

※本業務に関する人件費等一切の費用は、実施者において負担するものとし、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー及び福岡市は負担しない。

#### ③ 観光案内所への貢献

所有している飲食店情報については、観光案内所スタッフと共有し、観光案内所の飲食店情報の充実を図ること。また、必要に応じて、福岡市観光案内所（天神）の観光案内業務を支援すること。

### (2) 運営負担金

公益財団法人福岡観光コンベンションビューローに下記の負担金を支払うこと。

月額：180,000円 年額：2,160,000円

### (3) 契約期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

※双方から特に異議のない場合は3年を上限として、年度ごとに1年間更新することができる。

### (4) 使用面積

福岡市天神観光案内所（天神）の一部（使用面積14.8㎡）

※添付図面のとおり

(5) 契約相手方 公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

## 2 応募資格要件

応募いただける実施者は、以下の条件に適格であると認められる法人及び複数の法人等からなる共同事業体に限ります。なお、公募時点で適格と認められた場合でも、その後、不適格と認められた場合は、選考対象から除外することや、選考後であっても契約を締結しないことがあります。

### 【資格要件】

- (1) 飲食店の情報提供に関して一定の実績のあるもの。
- (2) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。(直近2カ年分)
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力的集団の構成員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (4) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) その他、この要項に定める諸条件に対応できること。

※複数の法人等からなる共同事業体で応募する場合は、代表となる団体が(1)と(2)の要件を満たし、構成団体の全てが(3)～(5)の要件を満たす必要があります。

また、(6)については、共同事業体として要件を満たす必要があります。

## 3 福岡市観光案内所(天神)の概要

- (1) 場 所 福岡市中央区天神2丁目1-1 ソラリアターミナルビル1階(ライオン広場内)
- (2) 営業時間 午前9時30分から午後7時
- (3) 休 館 日 12月31日、1月1日
- (4) サービス 観光案内、宿泊案内
- (5) 面 積 115.6 m<sup>2</sup>

## 4 応募方法

(1) 受付期間

2019年1月7日(月)～2019年1月31日(木) 17時までに持参または郵送(特定記録又は簡易書留)(必着)でお願いします。

(2) 受付場所

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー観光事業部広報企画課  
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5-31(福岡市交通局庁舎4階)  
TEL: 092-733-5050

(3) 必要書類(以下「応募書類」という)

① 公募申込書(様式1) ※原本1部

② 提案書(一式)(様式2) ※原本1部とコピー7部

※必要に応じて説明資料(プレゼンテーション資料など)を添付してください。

③ 応募資格に関する書類

ア 登記事項証明書

注1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

イ 印鑑登録証

ウ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことが確認できるものを提出すること。

注2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村増の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

注1) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

オ 直近2ヵ年分の決算報告書

カ 代表者経歴書

キ 「事業所等一覧」(様式3)

ク 誓約書(様式4)

ケ 役員名簿(様式5)

※共同事業体として応募する場合は、構成団体それぞれについてキ以外の

書類を提出してください。(代表団体は全ての書類の提出が必要です。)  
※当該公募に関して押印の必要がある提出書類については、登録印での押印をお願いします。

(注意事項)

※必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

## 5 選考・案内業務実施者の決定等

提出された事業提案書等の内容について、総合的に評価し、最優秀提案者を決定するため、審査委員会を開催する。

### 【審査委員会】

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、条件を満たしている者を選定候補者とします。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、申込みを無効とします。
  - ① 応募資格のない者による申込み。
  - ② 指定の日時まで必要書類の提出がなかったもの。
    - ア 応募資格者の記名押印がないもの。
    - イ 不正な働きかけ等実施者として不適切な行為を行ったもの。
  - ③ プレゼンテーションを実施しないもの。
- (3) プレゼンテーション審査  
上記(1)の各選定候補者によるプレゼンテーション及び質疑を行います。プレゼンテーションの日時は、平成31年2月6日(水)を予定しています。日時、場所等詳細については、後日対象事業者に通知します。
  - ①時間配分 説明15分、質疑応答5分(予定)
  - ②留意事項 プレゼンテーションは、提出された提案書をもとに行ってください。追加資料の持ち込み・配布等はできません。
- (4) 審 議  
別表「福岡市観光案内所(天神)飲食店案内業務実施者審査基準」をもとに、総合的に審議し、最優秀提案者を決定する。
- (5) 結果の通知・公表  
審査結果は、全応募団体に文書で通知するとともに、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー及び福岡市のホームページに掲載します。

## 6 説明会について

本募集に関する説明会を、下記のとおり実施します。

- (1) 日時：2019年1月11日（金）11時から
- (2) 場所：福岡市交通局庁舎4階第1会議室（福岡市中央区大名2丁目5-31）
- (3) 備考：
  - ・1社につき2名までの参加とします。
  - ・説明会の出席が提案競技参加の必須条件ではありません。
  - ・説明会参加希望者は、「説明会参加申込書（様式6）」を、電子メールにて1月10日（木）15時までに提出してください。  
(E-mail : fcvb@welcome-fukuoka.or.jp)

## 7 質問・お問い合わせ

応募資格、評価項目内容等に関する質問は、「質問書（様式7）」に記載の上、電子メールにて提出し、提出した旨を電話で連絡してください。

- (1) 質問書提出の最終締切日：2019年1月22日（火）17時（必着）
- (2) 質問書提出先：
  - ・公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー観光事業部広報企画課
  - ・E-Mail : fcvb@welcome-fukuoka.or.jp
  - ・TEL : 092-733-5050
- (3) 回答の方法：随時、福岡観光コンベンションビューローホームページに掲載します。

※電話によるご質問にはお答えできません。

## 8 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類及び記載内容は、詳細にご記入ください。
- (2) 書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (3) 提出書類はお返しいたしませんので、ご了承ください。
- (4) 選定された提案は、公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー及び福岡市との協議により、内容の変更を求めることがあります。

## 9 実施者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、実施者としての決定を取消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約手続きに応じなかった場合
  - (2) 応募資格がなかったことが判明、又は実施者として決定後、応募資格を失った場合
  - (3) 提出書類に虚偽があった場合
  - (4) 当財団及び選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
  - (5) 事業推進に必要な手続きを行わない場合
  - (6) その他実施者が本件の相手方として不適当と認められる場合
- 上記の取り消しの場合は、次点の選定候補者と契約に係る協議をさせていただきます。

## 10 その他

提案及び業務の履行に当たり、飲食店案内業務に関する一切の費用については、実施者の負担とします。

## 11 公募スケジュール

(1) 公募開始	2019年 1月 7日 (月)
(2) 説明会	2019年 1月11日 (金) 11時から
(3) 質問書受付締切	2019年 1月22日 (火) 17時
(4) 公募受付締切・提案書等提出締切	2019年 1月31日 (木) 17時
(5) プレゼンテーション審査	2019年 2月 6日 (水) (予定)
(6) 実施者決定・結果通知	2019年 2月上旬頃 (予定)
(7) 運営に関する協議、契約準備	2019年 2月上旬頃 (予定) ~
(8) 契約締結、業務開始	2019年 4月 1日 (月)